

資料 2

令和 8 年度
岩手県政 150 周年記念事業
次世代人材育成プログラム
企画・運営等業務

業務仕様書

令和 8 年 2 月
岩手県ふるさと振興部ふるさと振興企画室

この「業務仕様書（以下「仕様書」）という。」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県政150周年記念事業 次世代人材育成プログラム企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 名称

令和8年度岩手県政150周年記念事業 次世代人材育成プログラム企画・運営等業務

(2) 目的

東日本大震災津波から15年、岩手県政150周年記念期間の最終年度となる令和8年度の節目に、高校生等を北米に派遣し、多文化共生や先端技術等について学ぶ機会、復興の姿や岩手の魅力をPRする機会を提供することで、岩手の次代を担う人材を育成し、「世界に開かれた地方創生」の実現を目指すもの。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料の上限額

75,651千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務の内容

(1) 人材育成プログラムの全体に係る企画・運営等一式を行うこと。

ア 実施期間

令和8年6月～3月の間

イ 参加生徒数

最小30名とし、委託金額の範囲内で最大50名まで参加

※高校生の公募・選考は県が行うもの。

ウ 人材育成プログラムの構成

事前学習、渡米活動、事後学習・成果発表の3部構成とすること。

（参考：スケジュール想定）

時期	内容
R8. 6～9	事前学習
9	渡米活動
10～	事後学習
11	中間発表会
R9. 2～3	最終発表会

エ その他

以下4グループ程度に分かれ活動することを想定していること。

①観光・歴史・文化

②ものづくり産業（伝統工芸含む）

③復興・防災

④食

(2) 個別プログラムの企画・運営

ア 岩手の歴史・文化・産業等への理解を深め、「イ渡米活動」準備のための事前学習を企画し運営すること。

- ・ 概ね令和8年6月～9月の間で実施すること。
- ・ 全員参加の共通プログラムのほか、「2(1)エ」のグループごと活動し、各グループのテーマに沿った活動・学習を想定（合計5回又は5日程度）

イ 渡米活動

(ア) 概要

A 期間：令和8年9月15日（火）～22日（火）（6泊8日）

※9/15 東京発、9/21（月）米国発。別紙モデル行程参照のこと。

B 滞在都市：サンフランシスコ、サンノゼ、ロサンゼルス等
(アメリカ合衆国西海岸の都市とすること)

C 参加者

- ・高校生 30～50名（「2(1)イ参加生徒数」と一致）
- ・事務局 20名程度（県職員10名程度、県職員以外10名程度を想定）
※高校生が安全・安心に活動できるための人員

(イ) 仕様

A 現地プログラムの企画・運営

○ 渡米活動期間内で、以下(A)～(C)の各要素を参考に、現地活動プログラムを企画・運営すること。なお、(A)～(C)の各要素の中から、最低1つずつはプログラムに入れること。

(A) 多文化共生

- ・ JAMSJ 又は JANM（浅野七之助や日系移民について学べる展示施設）
- ・ 現地同世代（概ね15-20歳）との交流プログラム
- ・ 在カリフォルニア県人との交流
ほか

(B) シリコンバレー関連

- ・スタンフォード大又は UC バークレー等（デザインシンキング講座受講等）
- ・ SLAC、The Lawrence Hall of Science の科学展示視察（ILC 関連）
- ・ アップルビジターセンター、インテル本社視察
ほか

(C) 事前学習・渡米活動内容と連動した岩手PR（食・文化・歴史・郷土芸能等）

参加する高校生のほか、必要に応じ、岩手県内の事業者と連携し、渡米期間内で最低1か所において岩手PR（岩手の食・歴史・文化・観光PR企画等）を実施すること。

- ・例：地元高校での交流イベント、ジャパンハウス・MLBスタジアム（ドジャース・エンゼルス）等でのPR活動、現地で活躍する県人との交流・郷土芸能の披露等（提案者の自由提案）
- ・なお、上記事前学習のカリキュラムや渡米活動内容と連動したものとすること。

B その他

- ・航空券・現地交通手段（トイレ付大型バス等）・宿泊場所・食事・添乗員・通訳その他渡米活動で必要な事項を手配すること。
※高校生が最低限安心安全に活動できることを最優先とすること。
※(ア)C記載の事務局のうち、県職員10名程度分の航空券・宿泊場所・食事については本委託業務の対象外とする。
- ・添乗員の手配に当たっては、日本出国（9月15日（火））から帰国手続き（9月22日（火））までの全行程に英語対応が可能な添乗員最低2名が同行し、下記事項に対応すること。
①出入国手続きの補助（日本出入国、ESTA申請を含む米国出入国）
②行程管理（不測の事態が発生した場合のスケジュール変更に伴う諸手配等含む。）
③安全管理
④その他業務遂行にあたり必要と認めるもの
- ・なお、ESTAやパスポート申請費用等については、参加者の自己負担とすること。

ウ 事後学習・成果発表

概ね令和8年10月～令和9年3月の範囲で、事前学習及び渡米活動を踏まえた事後学習・成果発表会を実施すること。なお、成果発表会については、中間発表と最終発表の2回実施すること。

エ その他

その他必要な事項は、県と協議のうえ、実施すること。

オ 事業実績報告書等の作成

委託期間の満了日までに、本業務の実績を取りまとめ、以下のものを県に提出すること。

- ・事業実績報告書（紙媒体）2部
参加した生徒のレポート・アンケート結果のほか、事前学習等に係る印刷物等の成果物、実施の様子の写真等を添付すること。
- ・事業実績報告書及び提案書記載の業務を実施したことが分かる（記録写真など）電子データを保存した電子媒体（CD-R等）2部

カ その他自由提案

上記のほか、実施効果を高めるための有効な方策等があれば提案すること。なお、

自由提案の実施に要する経費も、「1 (4)」で定める委託料の上限額の範囲内とすること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 第三者の権利侵害の禁止

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。

また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとするほか、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において隨時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(5) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適

正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

(別紙) 参考：行程例

日付	場所（地名）	現地時間	内容	食事・宿泊	備考
9/15（火）	東京（成田・羽田）	午後	東京発	機内で昼食	
	カリフォルニア州内	午前～午後	サンフランシスコ・サンノゼ着	サンフランシスコ又はサンノゼ泊（夕食）	
9/16（水）	サンフランシスコ・サンノゼ	午前	UCバークレーorスタンフォード大 (学生交流、デザインシンキング等)	ホテル朝食、スタンフォード大等で昼食	日本人学生との交流想定（日本語）
		午後	ILC関連施設視察（The Lawrence Hall of Science又はSLAC（スタンフォード大））	サンフランシスコ又はサンノゼ泊（夕食）	
9/17（木）	サンフランシスコ・サンノゼ、ロサンゼルス	午前	シリコンバレー企業訪問、アップルビジターセンター等	ホテル朝食	
		午後	ロサンゼルスへ移動	サンノゼで昼食 ロサンゼルス泊（夕食）	
9/18（金）	ロサンゼルス	午前	ロサンゼルス市内で同世代交流（高校生相当）・PR活動等	ホテル朝食	現地学生との交流想定（英語）
		午後		ロサンゼルス内で昼食、宿泊（夕食）	
9/19（土）	ロサンゼルス	午前	ロサンゼルス近郊（在LA県人、MLB等）でPR活動・交流等	ホテル朝食	
		午後		ロサンゼルス内で昼食、宿泊（夕食）	
9/20（日）	ロサンゼルス	午前	ロサンゼルス近郊（在LA県人、MLB等）でPR活動・交流等	ホテル朝食	
		午後		ロサンゼルス内で昼食、宿泊（夕食）	
9/21（月）	ロサンゼルス	午前	ロサンゼルス発	ホテル朝食	9/21朝発、9/22夕着 (実フライト12時間程度)
	（機内）	午後	移動	機内で昼食	
9/22（火）	（機内）	午前	移動	-	
	東京（成田・羽田）	午後	東京着、解散	-	

※食事単価は昼食6000円程度、夕食13,000円程度を想定

※滞在中、2～3食程度は参加者各自手配を想定していること。